

## 介護職員研修助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人ゆとりの介護職員が資質向上のために受講する研修の経費の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 介護福祉士資格取得に必要な実務者研修終了後2年以内に介護福祉士資格を取得し、引き続き勤務することが可能な者とする。

### (助成の額)

第3条 助成金の額は、受講に要する経費の9割を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする介護職員（以下「助成事業者」という。）は、交付申請書（様式第1号）を事業開始の15日前までに理事長に提出しなければならない。

### (助成金の概算払い)

第5条 第3条の事業費については、概算払いをすることができる。

### (実績報告書)

第6条 助成事業者は、事業が終了したときは、30日以内に事業実績報告書（様式第3号）に領収書を添えて理事長に提出しなければならない。

### (交付額の決定)

第7条 理事長は、実績報告書を受理したときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定して、助成事業者に通知する。

### (交付決定取消し等)

第8条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 事業の達成ができないと認められたとき。
- (4) 助成金の使途について不正の行為があったとき。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和元年6月15日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 ゆとり 理事長 様

住所  
申請者  
氏名

印

令和 年度介護職員研修助成金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり介護職員研修事業を実施したいので、介護職員研修助成金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

1 助成金申請額 円

2 事業計画の概要

事業名	介護職員実務者研修受講
事業実施 予定年月日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
事業内容	
事業実施の 目的・効果	
その他	

3 事業費・助成金調書

施行事項	事業内容	対象事業費			適用
		単価円	数量	金額円	
	介護職員実務者研修				
	計				
財源内訳	介護職員研修助成金				
	その他 ( )				
	申請者負担額				
	計				

4 その他

(様式第2号)

令和 年 月 日

申 請 者 様

特定非営利活動法人 ゆとり 理事長  
(公印省略)

令和 年度介護職員研修助成事業決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金交付申請があった介護職員研修助成事業について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 事業名 介護職員実務者研修受講
- 2 助成額 円
- 3 事業実施年月日 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(様式第3号)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 ゆとり 理事長 様

住所  
申請者  
氏名

印

令和 年度介護職員研修助成金実績報告書

令和 年 月 日付で補助金交付決定の通知があった介護職員研修助成事業について、下記のとおり事業を実施したので、特定非営利活動法人ゆとり介護職員研修助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施状況

事業名	介護職員実務者研修受講
施行(事業)場所	
事業実施年月日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業内容 (規模・構造等)	
事業実施の効果	
その他	

2 事業費・助成金調書

施行事項	事業内容	対象事業費			適用
		単価円	数量	金額円	
施行事項	介護職員実務者研修				
	計				
財源内訳	介護職員研修助成金				
	その他( )				
	申請者負担額				
	計				

3 その他